

研究所たより 研究所たより

先月号の「協同の発見」で労協センター事業団の田嶋さんが、3月の協同組合福祉フォーラム2003での厚生労働省香取照幸老健局振興課長の発言を紹介しています。香取氏は介護保険制度の創設に腕を振るった若手官僚の一人で、日本の福祉制度の新しい枠組みをつくるのに力を発揮したことで知られています。香取氏は、介護サービスへの市場原理の導入の功罪、特に営利企業による福祉の限界に触れた上で、自治体や社会福祉法人とは違って協同組合には当事者がおり、介護保険事業の担い手として「当事者が参加しながら事業運営を行う、あるいは当事者が参加しながら制度をつくっていく」という意味で、最もふさわしい主体は協同組合だと思ふ。その意味では非常に期待するところが大きい。」と述べています。

逆に言えば、介護保険制度創設の動機に、措置制度を中心とするこれまでの福祉制度が「公共性」の枠の中で、そのサービスの受け手である市民や住民といった当事者を置き去りにしたまま存在していた、ということへの反省があり、介護保険制度そのものに市民参加という理念を織り込んだ香取氏の率直な発言ではないか、と思います。

介護保険は、国の基準で一律につくられるサービスではなく、その地域ごとに、そこに住む人たちの必要や想いを反映してつくられるものだ、という基本的な制度のあり方を改めて確認すると共に、地域に住む当事者の組織としてのワーカーズコープや

ワーカーズコレクティブ、そして生協や農協がこの事業に取り組む意味が改めて明確になったように思います。

ところで、介護保険制度は自治体を保険者とする地方分権の制度であり、その地域の中での福祉サービスの水準は、地域ごとの努力によって左右されてきます。従来のように補助金を前提とした大型の介護施設をつくり、画一的なサービスを提供するやり方では、地域全体の介護のコストは決して下がることはなく、むしろ市民にとっても自治体にとっても負担は増大していきます。そうではなくて、介護や援助を必要とする人の必要に合わせた小回りのきくサービスを広げていくことで、多少の障害を持って地域の中で暮らしていくことができる、というのであれば、多くの人々がそのようなサービスの充実を求めることになるでしょう。

地方分権というのは、「実は自治体が『失敗する自由』を獲得するということにはほかならない。」と書くのは、このほど退任した北川正恭前三重県知事です（2003年4月6日朝日新聞朝刊「時流自論」）。つまり、自治体が国の方針に「お任せ」をし、市民が自治体に「お任せ」をしている限りは、決して何も変わらない。「失敗に学びながら責任を果たそうとする自治体があちこちに登場してこそ、地方は総体として主体的に育っていく。」のだと主張します。

同じような言葉を、最近まったく違う場

面で目にする機会がありました。精神障害を持つ人たちの共同生活と仕事の場である、北海道・浦河の「べてるの家」の活動にずっと関わってきた浦河日赤病院の川村敏明先生は、「精神障害者だって私たちと同じように『失敗する権利』があるんです。」と語っています（『とても普通の人たち—北海道浦河べてるの家から』四宮鉄男 北海道新聞社2002）。べてるの家についてはご存知の方も多いと思いますが、精神障害者やアルコール中毒患者などが、自分たちの病気をすべてさらけ出し、互いの弱さを認め合い語り合う中から、精神障害を持つ人びとの地域での新しい生き方・働き方をつくりだしている地域共同体です。

精神障害者は様々な場面で失敗をするけれども、べてるの人々はそれを恐れません。むしろ何か問題が起こることで、自分自身と向き合い、自分の病気を見つめ、結果についての責任を引き受けるところからしか自

分たちの生きる道はない、と考えます。健常者や医療の側からの論理で、あらかじめ何も起こらないように薬を飲ませたり隔離をしたりすることは、結果として彼らが彼らの人生を生きることを妨げることになります。精神障害者が当事者として、自分たちの病気を研究し、自分たちが社会で生きていくために何が必要かを考えて歩き出さないことには、どんな医者も薬も結局のところ役には立たないのです。

振り返って、二つのことが頭に浮かびます。ひとつは、私の関わってきた労協の事業や活動が、本当に当事者として地域に根を深く下ろしていつているのか？ということです。もうひとつは、事業や運動の継続性や安定性を重視するばかりに「失敗すること」を恐れていないか？ということです。おそらく、この二つの点に労協がこれから進むべき道のヒントがあるのではないかと考えています。

（菊地 謙）